

## 診療報酬明細書等の開示を依頼される方へ（お知らせ）

健康保険組合においては、被保険者等へのサービスの充実を図る観点から、診療報酬明細書等の開示の依頼があった場合、個人のプライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示しています。

「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください。必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いいたします。

### 1. 開示の依頼ができる方

開示の依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示を依頼する診療報酬明細書等に記載されている被保険者及び被扶養者本人。  
(であった方を含む。)
- (2) 被保険者（又は被扶養者）が死亡している場合は、当該被保険者及び被扶養者の父母、配偶者又は子。
- (3) (1)又は(2)の方が未成年者又は禁治産者の場合における法定代理人。
- (4) (1)又は(2)の方から開示の依頼について委任を受けた弁護士。

### 2. 開示の依頼に当たって必要な書類等

次の書類等を被保険者の所属事業所又は健保組合事務所へご持参のうえ、必ず開示の依頼者ご本人が、直接手続きして下さい。

- (1) 診療報酬明細書等の開示依頼書。（保険医療機関ごとに必要です。）
- (2) 開示を依頼する方の本人確認ができる書類。（詳細は裏面のとおり。）  
(依頼者が被保険者である場合は、所属事業所の面接確認で省略することができます。)

### 3. 開示を依頼される方の本人確認

開示の依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、開示を依頼される方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

### 4. 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、当該保険医療機関等に、診療上支障が生じないことを確認する必要があります。

従って、当該保険医療機関等から開示の同意が得られなかった診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします。

### 5. 診療内容に係わる照会

健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはおこたえできません。直接医療機関等へお問い合わせ下さい。

### 6. 開示（交付）の事務処理

- (1) 開示依頼書を受理した日から開示（交付）までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため2ヵ月程度要します。
- (2) 開示（交付）方法については、「診療報酬明細書等の開示依頼書」で指定された方法により交付します。なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となりますが、郵送上のトラブル防止のため、窓口交付をおすすめします。

### 7. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示の依頼があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼におこたえできないことをご了承願います。

「診療報酬明細書等の開示依頼書」の提出の際  
開示を依頼される方の本人確認に必要な書類

### Aグループ

運転免許証、身分証明書(写真・生年月日のあるもの)  
公の機関が発行した資格証明書(写真付)  
その他、本人であることが確認できるもの

### Bグループ

健康保険被保険者証と開示依頼書に押印した印の印鑑登録証明書  
運転免許証又は旅券(パスポート)  
公の機関が発行した資格証明書(写真付)

1. 

開示を依頼される方が	被保険者の場合。(であった方を含む)
------------	--------------------

  - ・ Aグループのうちいずれか1点。(但し、所属事業所で手続きをとる場合は不要。)
  
2. 

開示を依頼される方が	被扶養者の場合、及び遺族の場合。(父母、配偶者、子)
------------	----------------------------

  - ・ Bグループのうちいずれか1点。
  - ・ 婚姻等のため、開示依頼書の提出時の氏名と開示を依頼する診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類。
  - ・ 遺族の場合は、上記のほか、その遺族であることが確認できる次のいずれかの書類。
    - (1) 戸籍謄本(抄本)
    - (2) 住民票(除票)
  
3. 

開示を依頼される方が	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者又は被扶養者本人が未成年者又は禁治産者の場合における法定代理人の場合。</li> <li>・ 遺族が未成年者又は禁治産者の場合における法定代理人の場合。</li> </ul>
------------	--

  - ・ Bグループのうちいずれか1点。
  - ・ 被保険者、被扶養者又は遺族が未成年者又は禁治産者であること及び開示を依頼される方が親権者又は後見人であることを確認できる次のいずれかの書類。
    - (1) 戸籍謄本(抄本)
    - (2) 住民票
    - (3) 禁治産宣告書
    - (4) 家庭裁判所の証明書
    - (5) その他法定代理人関係を確認し得る書類
  - ・ 遺族の法定代理人の場合は、上記のほか、当該被保険者又は被扶養者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類。
    - (1) 戸籍謄本(抄本)
    - (2) 住民票(除票)
    - (3) 死亡診断書
  
4. 

開示を依頼される方が	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者又は被扶養者本人から委任を受けた弁護士の場合。</li> <li>・ 遺族から委任を受けた弁護士の場合。</li> </ul>
------------	--

  - ・ 弁護士記章、登録番号及び日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行の身分証明書。
  - ・ 被保険者、被扶養者又は遺族の署名・押印のある診療報酬明細書等の開示依頼についての「委任状」及び押印された印の印鑑登録証明書。
  - ・ 遺族から委任を受けた弁護士の場合は、上記のほか、当該被保険者又は被扶養者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類。
    - (1) 戸籍謄本(抄本)
    - (2) 住民票(除票)
    - (3) 死亡診断書